

課外活動における新型コロナ予防・感染拡大防止ガイドライン ～公認団体(準公認団体含む)・公認サークル版～

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の予防を適切に行い、対面による課外活動再開のための感染拡大の予防、および感染拡大防止を目的として策定しました。

所定の手順・手続きおよび対応を怠った場合、また本ガイドラインに違反する行動が見られ自主的な改善が確認できない時は、**活動停止などの嚴重な処分を行います。**

なお、対面による活動は、オンライン上ではできないことのみを行うものとし、ミーティングおよび親睦会などはオンライン上で行ってください。

各部の感染対策責任者は、以下の役割を誰が担うかを明確にし、部内の連絡・管理体制を構築してから活動を再開するようにしてください。

役割確認

感染対策責任者の役割

- ① 本ガイドラインに基づき、日常的な部活動における感染対策を、部員が実行できるような体制を構築し、部員へ周知・徹底する。
- ② 部員および同居家族の体調の管理体制、体調不良者・感染者・濃厚接触者発生時の部内連絡及び大学への連絡体制を構築する。
- ③ 部内で体調不良者が複数発生した場合、または感染者・濃厚接触者が発生した場合は、速やかに活動を中止させ、部内および大学との連絡を担う。

※本ガイドラインに記載されている内容について、疑問等があれば所属キャンパスの学生課に相談してください。また、**やむを得ない理由があり、本ガイドラインに記載されている内容を遵守できない可能性がある場合は、必ず所属キャンパス学生課に相談するようにしてください。**

活動再開準備期

1. 対面による活動再開が決定したら、以下3点の記載内容を団体関係者全員が熟読し、内容を理解して活動再開の準備を行うこと。
 - ① 本ガイドライン
 - ② 課外活動において感染対策責任者が行うべきことについて
 - ③ 新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の感染対策責任者対応マニュアル

2. 活動への参加は学生本人の意思を尊重する。参加の強制、または活動に参加しないことで当該学生が不利益を被ることのないようにすること。
3. 活動参加にあたり、本人の希望と保護者の同意を得る。本人及び保護者の同意に関する確認方法については、団体に任せるが、必ず本人及び保護者の同意のもとで活動に参加するようにすること。
4. 感染対策(許容の人数や内容など)とケガ予防の観点から、活動再開は「段階的」に進める。
特に「接触が想定される競技」および飛沫感染が懸念される「コーラス・演劇」などの団体は、各競技団体が示すガイドラインにおけるフェーズごとの活動内容を明確にすること。
5. 本ガイドラインの内容を熟読するほか、所属する連盟等が策定した感染防止ガイドラインを参考にして、感染防止策を踏まえた「活動計画書」を策定する。
6. 学外施設の利用にあたっては、当該施設の利用規則及び感染防止ガイドライン等に従い、適切に利用すること。
7. 有事に迅速に対応ができるよう、指導者も含めた部内の連絡系統を整えること。
8. 以下の禁止事項は絶対に行わないようにすること。

禁止事項

- ・飲食を伴う懇親会、交流会、食事会(飲食店や部員の部屋、野外であってもすべて禁止)
- ・その他、感染のリスクが高いと思われる行為(部員宅への宿泊等)は禁止する
- ・大学から委嘱されている現場指導者の同行・管理のもとで活動できないサークル団体等の課外活動団体の合宿は引き続き禁止とする。

活動時の感染対策 (活動中、活動場所までの往復時)

1. 飛沫感染対策

(1) 活動時間の制限

- ・対面での活動は必要最小限の時間とする

(2) 活動人数の制限

- ・必要最小限の人数で活動し、活動場所の広さや環境に応じて、参加人数を制限する
- ・少人数のグループに分けて活動するなどの工夫を行う

(3) 身体的距離の確保・マスクの着用

※マスクは原則不織布とする(ウレタンは効果がなく、布製は感染予防効果が低いため)。また、鼻と口を確実に覆い、隙間なくフィットさせることで正しく着用すること。

- ・活動中も含め、常にマスクを着用する
- ・不要な会話・発声をしない
- ・対人距離はマスクを着用して最低 1m あける
- ・緊急時以外の大声は禁止する
- ・ただし、熱中症を避けるためなどの必要時には、周囲との間隔を 2m あけた上でマスクを外す

(4)換気の徹底

- ・屋内で活動する場合は、密閉空間とならないよう、ドアや窓を開放し、常に換気を図る

(5)飲水・食事時の注意

- ・飲水時は、1m の距離をあげ、会話をしない
- ・原則、活動中に食事はしない。やむを得ず食事をする際には、可能な限り距離をあげ(2m 以上が望ましい)、個食・黙食を徹底する。

(6)往復経路における感染防止策の徹底

- ・活動後は会食や寄り道をせずに速やかに帰宅する
- ・マスクを着用し、対人距離(最低 1m 以上)を保つ
- ・原則個人での移動とし、やむを得ない場合を除き団体行動は避ける
- ・公共交通機関に乗車中は、私語を控える

(7)やむを得ず車移動する場合の感染防止策

- ・乗車人数は車の定員の半数以下とする。
助手席には座らず、前後左右の座席を空けて乗車し、1m 以上の対人距離を確保する(普通乗用車(2列シート)であれば、前列に1名、後列に1名の計2名まで)。
- ・常時マスク着用を徹底し、交通安全上やむを得ない声かけ以外の車内における会話はしない。
- ・常時窓開けなど、換気を行いながら走行する。1時間以上の移動となる場合には、1時間に一度は停車し、窓を全開にして10分間の換気を行う。
- ・車内での飲食は絶対にしない。(マスクを外す機会を作らない)

2. 飛沫感染が懸念される『大声・歌唱を伴う』活動について

声出しに伴い飛沫感染の懸念がある活動については、以下の通り活動する。

- ・声出し(大声・歌唱)を伴う場合は、屋外での活動を推奨する。なお、屋外での活動にあたっては、近隣住居等への騒音とならないよう配慮する。

【マスクを着用する場合】対人距離を1m以上空ける。

【マスクを着用できない場合】対人距離を2m以上空ける。

- ・やむを得ず屋内で声出し(大声・歌唱)を伴う活動をする場合、
マスクを着用して、対人距離を2m以上空ける。

窓やドアを開放し、常に換気を行う。

- ・屋内でマスクを着用せず、声出し(大声・歌唱)を伴う活動は原則禁止とする

- ・単に「気合いを入れる」ための声出しは原則禁止する

3. 接触感染対策

- ・水分補給のボトル、タオルは絶対に共有・使いまわしはしない
- ・部で共有している用具等で唾液や飛沫が付着している可能性が高く、不特定多数で触れるものは、使用ごとにアルコール消毒する

4. 横浜キャンパスリハーサル室の利用について

(1)換気の徹底

- ・換気が悪い場所のため、30分に一度10分以上の換気を行う。

(2) マスクの着用

- ・楽器演奏や歌唱等を行う際はマスクを必ず着用すること

(3) ブラスセーフティベルマスクの着用

- ・管楽器を使用する際は、ブラスセーフティベルマスクを着用すること

(4) 身体的距離の確保

- ・換気が悪い場所のため、対人距離を 2m 以上空ける

(5) 利用定員

- ・対人距離を 2m 以上確保した上で、下記の利用定員を遵守すること

リハーサル室1/2/3/4 … 定員 3名

リハーサル室5/6 … 定員 14名

リハーサル室7 … 定員 40名

リハーサル室8/9 … 定員 6名

5. 横浜キャンパス及び湘南ひらつかキャンパスの部室利用について

(1) 換気の徹底

- ・身体的距離を確保することが難しい場所のため、活動中は常時ドアと窓を開放し、換気を図る

(2) マスクの着用

- ・マスクを必ず着用すること

(3) 身体的距離の確保

- ・対人距離を 1m 以上空け、複数名で同時に部室を利用する際は、1m 以上対人距離を確保できる人数のみの部室利用を認める

6. 大会やイベント参加に伴う宿泊時の感染対策

大会やイベント参加に伴うやむを得ない宿泊で、宿泊期間中は常に課外活動団体の指導者と連絡が取れる状況ならば、「新型コロナ禍における大会やイベント参加に伴う宿泊ガイドライン」を遵守の上で宿泊を許可する。

なお、指導者が不在の団体については、「大会やイベント参加に伴う宿泊誓約書」を事前に所属キャンパス学生課に提出し、許可を得た団体の宿泊を許可する。提出は遅くとも 2 週間前までに行うこと。

7. 合宿時の感染対策

合宿期間中、常に課外活動団体の指導者の管理のもとで活動ができ、「新型コロナ禍における課外活動合宿ガイドライン」を遵守できる公認団体(準公認団体も含む)は合宿を行うことができる。

合宿の開催を希望する場合は、所属キャンパス学生課に事前相談をし、承認を得た団体に限り、合宿開催を認める。事前相談は遅くとも 2 週間前までに行うこと。

体調に関する対応

体調不良に関する対応

体調管理の体制の構築は感染対策責任者が行う。

- 発熱、体調不良時は、絶対に活動に参加しない
 - ・体調不良:わずかな体調の異変も含む(発熱、咳、だるさ、喉の痛みなど)
 - ※発熱:37.0℃以上、平熱が高めの人は+0.5℃

- 同居家族または 60 時間以内に一緒に過ごした人[※]が、体調不良となった場合は、自分に症状がなくても、活動には絶対に参加しない
 - ※以下の場合を除く
 - マスク(原則不織布マスク)を正しくした状態で、1m以上で接した時間が合計1時間未満の場合
 - ただし、マスクなしの状態、1m以内で接した時間が合計 10分以上の場合は活動には参加しない

- 体調不良者が、練習に参加可能となる判断
 - 目安:体調不良者(本人または同居家族等)が、解熱剤や風邪薬を内服せず、48 時間症状が見られず経過した場合
 - ※(体調不良者が同時に発生しなければ)感染対策責任者が判断する
(不明な場合は必ず保健管理センターに相談する)

- 日々の健康状態の記録(朝夕 1 日 2 回の検温を実施し、結果を記録しておくこと)及び自身の行動履歴の記録(最低でも過去 2 週間まで遡れるよう自身の行動を記録しておくこと)を取っておくこと(部内で罹患者が発生した際に、部員全員の健康状態・行動履歴を集約するので、必ず記録しておく)

- 3 人以上体調不良者が発生したら活動を一旦休止し、学生課・保健管理センターへ報告する(集団感染の可能性があるため)
 - ※保健管理センターで安全が確認できるまでは、活動再開はしない
 - 状況により、併せてキャンパスへの入構制限および自宅待機が要請されることがある

感染者・濃厚接触者が発生した時の対応

- 感染対策責任者は、団体内でコロナの感染者、濃厚接触者となった者が発生した場合、すぐに活動を休止し、所属キャンパス学生課・保健管理センターに連絡をする

<報告先>

横浜キャンパス学生課

kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp

湘南ひらつかキャンパス学生課

kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp

みなとみらいキャンパス学生課
保健管理センター

kagai-mmc@kanagawa-u.ac.jp
kenko-hoken@kanagawa-u.ac.jp

- 感染者・濃厚接触者本人は、必ず学生コロナ報告窓口にメールにて報告する。

<報告先>

学生コロナ報告窓口 gakusei-covid19@kanagawa-u.ac.jp

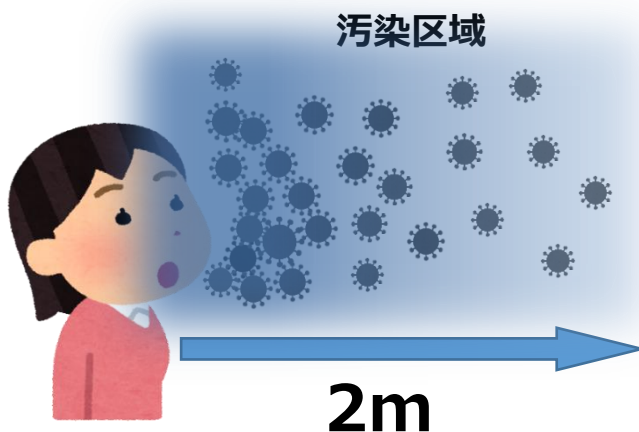
- 感染対策責任者は、「新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の感染対策責任者対応マニュアル」に沿って迅速に対応する。
- 保健管理センターが安全を確認し、活動再開の許可が出るまで、活動は休止する。

部員全員が知っていてほしいエアロゾル感染対策のこと

1. エアロゾル感染とは

- ・感染者の会話等で出されたマイクロ飛沫
- ・会話を続ける限り、口から上約 1m、前・左右約 2mの空間に 1 時間以上蓄積し、留まる
- ・その汚染区域に入り、空気を吸うと感染する可能性が大

【エアロゾルのイメージ】



2. エアロゾル感染対策 3 つのポイント

- とにかく換気
- 人と人との距離感
 - ・マスクなしなら 2m 以上、マスクしても 1m 以上
- マスクは不織布
 - ・隙間なく正しく着用する(鼻出しはダメ)
 - ・マスクカバーをするなら、その下に不織布マスクを
 - ・激しい運動時でマスクができない場合は、距離を 2m以上あけ、声出しをしない